

船舶事故調査報告書

平成26年8月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年11月8日（金） 06時05分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港 愛知県武豊町所在の衣浦港武豊灯台から真方位127° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 49.7′ 東経136° 57.5′）
事故調査の経過	平成26年4月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーモーターボート ^{つりびと} 釣人丸、3.7トン 240-58110愛知、個人所有 10.43m (Lr) × 2.62m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、228.00kW、平成16年9月 B プレジャーモーターボート ^{えびす} 恵比寿丸、0.9トン 240-18536愛知、個人所有 7.83m × 1.92m × 0.49m、FRP ディーゼル機関、52.96kW、昭和60年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月25日 免許証交付日 平成24年3月12日 （平成29年3月11日まで有効） B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年8月1日 免許証交付日 平成21年12月14日 （平成27年7月31日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船底に擦過傷、プロペラシャフトの曲損等 B 右舷外板及び左舷外板の割損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船体後部の操舵室で椅子に腰を掛けて操船を行い、衣浦港東防波堤（以下「本件防波堤」という。）

	<p>北方を約18ノットの速力で港外へ向けて南東進中、船首方約900mにB船を視認した。</p> <p>船長Aは、B船の右方にある本件防波堤の沖に複数のマストを認め、本件防波堤の向こう側に約3隻の船が航行していると思い、B船から目を離してそれらの動静を観察しながら航行し、再び視線を船首方に戻したところ、船首方約20mにB船を認め、右舵を一杯に取ったものの、平成25年11月8日06時05分ごろA船の船首とB船の右舷とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件防波堤北東方の水路で漂泊中、船長Bが、船尾甲板でしゃがみ込み、下を向いて釣りの仕掛けを準備していたところ、船が近づく音がするので、顔を上げ、右舷方約10mに接近したA船を認めたものの、何もすることができず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、B船の前部甲板の上を通過して左舷側に着水した。</p> <p>船長Aは、A船でB船を衣浦港武豊岸壁北方の船溜まりへえい航し、海上保安庁に連絡した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>A船は、レーダーを備えており、本事故当時、作動させていた。</p> <p>船長Aは、視力が両眼共に約1.0であり、約40年の操船経験を有し、本事故海域を航行した経験は多数あった。</p> <p>B船は、レーダーがなく、汽笛を備えていた。</p> <p>船長Bは、約20年の操船経験があり、本事故海域を航行した経験は多数あった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、衣浦港を南東進中、船長Aが、船首方から目を離し、本件防波堤の向こう側の他船の動静に注意を向けていたことから、約20mに接近したB船に気づき、右舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件防波堤北東方の水路で漂泊中、船長Bが、釣りの仕掛けの作成に注意を向けていたことから、右舷方約10mに接近したA船に気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、衣浦港において、A船が南東進中、B船が本件防波堤北東方の水路で漂泊中、船長Aが、船首方から目を離し、本件防波堤の向こう側の他船の動静に注意を向けており、また、船長Bが釣りの仕掛けの作成に注意を向けていたため、A船とB船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常に周囲の見張りを適切に行うこと。
-----------	---